

“難燃剤 TBBPA & REACH 対応の方向” セミナー報告

2007. 6. 11 up

セミナー企画後、1ヶ月という短期間での開催にもかかわらず、電気・自動車・化学関連の工業会及びP S、A B S、エポキシ等樹脂工業会の援助で、無事表記のセミナーを6月8日（経団連会館にて）開催することができ、ご協力・参加いただいた皆様に深く感謝いたします。今回のセミナーの背景として、「1993年のEU法793/93/EECを根拠とするEUリスクアセスメント（対象141物質）が最終段階を迎え、一方で欧州連合として既存・新規化学物質の総点検を意味するREACH規則も昨年末成立し、いよいよ科学的・総合的なハザード・リスク評価をベースとする化学物質管理の時代がまもなくスタートする」タイミングに、

1. TBBPA Overview: EU Scientific & Regulatory Status BSEF 会長
2. 欧州の新たな化学品規制（REACH規則）の概要 経済産業省 化学課 田中 弘幸課長補佐
3. REACH 概要と日本化学工業協会の取り組み 日本化学工業協会 REACH タスクフォース 部長 井上 耕三

3つの講演をいただきました。化学品工業会関係（10名）、樹脂関連会社（30名）、自動車部品関連会社（9名）、電気メーカー関連（17名）及びその他で100名弱の方々にご参加いただきました。

またセミナー終了後に回収したアンケートに、60名の方からの回答をいただきました。その結果は、

	有益であった	やや有益	どちらとも	やや無益	無益であった
1. TBBPA	58%	37%	5%	-	-
2. REACH 概要	47%	44%	9%	-	-
3. 概要と取組	69%	29%	2%	-	-

と、ポジティブなセミナー設定、内容であったとのコメントをいただきました。

今後、HPなどを通じた情報提供として、①REACHの詳細決定事項（高懸念指定物質情報）－60%、②各国の難燃剤規制情報－50% ③難燃剤のリスク評価情報－35%との要望が寄せられました。

この要望事項の順位に、皆様のREACHに対する認識がよく現れていると思われます。質問を通じて、どんな物質が高懸念物質に登録されるのか？ 難燃剤では何が対象となるのか？ 樹脂中に0.1%を超えて添加される添加剤は、いつ予備登録されるのか？ 高懸念物質に指定された物質はどのようにして、Authorisation（認可）やRestriction（制限）されるのかなどに質問は集中いたしました。回答としては、EUから詳細な発表がまだなく、現状ではコメントできないということでした。

しかしながら、高懸念物質（＝SVHC）とは、CMR（発がん性など）、PBT（難分解、高蓄積性、慢性毒性）、vPvB（難分解、高蓄積性）、内分泌かく乱物質らが候補となるとされているのに、どんな物質がどんな性状を何故持っているのかという方向には、関心が向かっていないようでした。臭素系難燃剤の場合、

- ★ Penta-BDE, Octa-BDE PBT物質 生産・使用禁止、かつ製造中止
- ★ Deca-BDE 難分解性 生産・使用可（EUリスク評価ら）
- ★ TBBPA（添加型・反応型） 難分解性 継続使用可（EUリスク評価ら）

但し、TBBPA（添加型）の場合、高濃度な暴露（底質－2.7 $\mu\text{g/g-wet weight}$ 以上）の場合、水棲生物の繁殖に異常発生の可能性があり、環境中への排出抑制＝VRCAPが必要。

以上の結果、Deca-BDE、TBBPA（添加型・反応型）は問題なく、使用可能と考えています。

今後、難燃剤中の何が、何故どのような規制を受けるのか？ 受けないのかなどの情報提供をしたいと思います。

禁止されるか否かは、ハザードの種類、ハザード発現の濃度、難燃剤製造者、利用者の主として製造工場からの環境中への当該物質排出の抑制の可能性、その実現程度情報などを報告したいと思います。

また、本セミナー資料（PDF）やQ&A内容の報告もいたします。

以上。